

普通倉庫荷役料率表

平成8年 8月27日 届出

平成8年 9月 1日 実施

横浜市中区豊浦町3番地

国際埠頭株式会社

1. 基本料率

(1) 庫入又は庫出料

(1トンにつき、単位 円)

大 区 分	中 区 分	料 金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	590
	コンテナ空	500
	パレタイズ貨物	890
	その他	690
包 装 品	袋物	1,170
	ボール物	1,240
	たる物	820
	雑貨・機械類・モーターサイクル	1,280
	農水産物	1,100
	その他	1,550
有 姿 貨 物	非鉄金属	1,300
	タイヤ・巻取紙・木材・鋼材・石材	830
ば ら 貨 物	燐礦石・肥料	890
	鉱物・土石	1,060
	塩	770
そ の 他	家庭用電気・ガス石油器具	990
	その他	2,380

(2) ばら貨物の貯場・袋詰・庫入作業料金

(1トンにつき、単位 円)

米・小麦	2,360
メイズ・マイロ・大豆・大麦	2,830

(3) 庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金

(1トンにつき、単位 円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,700
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,430
ユニタイズ貨物、機械類(1個当り5トン以上のもの) 完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,180

2. 割増料率及び割引料率

(1) 割増料金

種 別	内 容	割 増 率	
解揚庫入又は庫出解積荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
半 夜 荷 役	17時から21時30分までの間における荷役	基 本 料 金 の 6 割 増	
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基 本 料 金 の 6 割 増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基 本 料 金 の 10 割 増	
超 過 距 離 荷 役	基本距離(注)を超える距離の荷役であってその超過距離が、50メートル以内のもの (注) 参照	1トンにつき	
		撤貨物	1 9 0 円
		一般貨物	2 3 0 円

(注) 基本距離とは、解揚庫入又は、庫出解積荷役にあつては80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては、50メートルとする。

(2) 割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主から1荷役引受けにおいて、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	1,000トン以上～3,000トン未満 全量 基本料率の5%割引
		3,000トン以上 全量 基本料率の7%割引
長距離大量割引	同一荷主から3か月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000トン以上の荷役につき、基本料率の5%割引

3. その他の料率

(1) 特殊荷役料率

はい替	庫入又は庫出料率の8割
仕 訳	庫入又は庫出料率の3割
看 貫	庫入又は庫出料率の3割
仮 置	庫入又は庫出料率の3割
庫移し	庫入又は庫出料率の合算額

[計量器使用、検量立会人の費用は含まず。
別途実費を申し受ける。]

(2) 量目調整料

実 費

(3) 荷直料

(1トンにつき、単位 円)

麻袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦	190
	その他	160
紙袋、ビニール袋		190

(注1) 本料率は取扱貨物全量に適用する。

(注2) 本料率には材料費を含まない。

(注3) 袋物以外は実費を申し受ける。

(4) 待機料

(1口1時間につき、単位 円)

	4~6人(5人)	7~9人(8人)	10~12人(11人)	13~15人(14人)	16~18人(17人)	19~21人(20人)
昼間 (8時30分から17時まで)	20,740	33,130	45,560	58,000	70,420	82,850
夜半 (17時00分から21時まで)	32,260	51,540	70,870	90,220	109,540	128,880

(5) 最低料金

(1口につき、単位 円)

	4~6人(5人)	7~9人(8人)	10~12人(11人)	13~15人(14人)	16~18人(17人)	19~21人(20人)
昼間 (8時30分から17時まで)	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310
夜半 (17時00分から21時まで)	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310

(6) トラック積卸手伝料金

船揚庫入又は庫出船積料率の40%以内

4. 分担金等

船揚庫入又は庫出船積作業に対し、次の料金を申し受ける。

- | | | |
|-------------------------|--------|-------|
| (1) 港湾福利分担金 | 1トンにつき | 4円 |
| (2) 港湾労働法関係付加金(5大港に限る。) | 1トンにつき | 1円50銭 |
| (3) 労働安定基金 | 1トンにつき | 3円50銭 |

(注) 港湾労働法付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受ける倉庫で作業した場合に申し受ける。

5. 個別に協議して定める料金

- (1) 特殊な貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役、又は特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- (2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- (3) 基本距離(船揚庫入又は庫出船積荷役にあつては80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては50メートルとする)を超える距離の荷役の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- (4) 荷主の要求により、特別な荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受ける。
- (5) 天災特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別金額を申し受けることがある。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受ける。

6. 料率の適用

(1) 料金の計算

- ① 計算トン数(コンテナを除く。)は、重量1,000キログラムをもって1トンとして計算したトン数又は体積1,133立方メートルをもって1トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とする。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例による。

ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによる。

イ. メイズ、マイロ、大豆、大麦の撤船揚・袋詰・庫入作業	1. 0
ロ. 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦	1. 2
ハ. 袋物のペレット状飼料	1. 3
ニ. 袋物のふすま	1. 8

- ② コンテナの計算トン数は、実入、空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンとする。20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型は 40 フィート型と同じとする。
- ③ 1 個の体積が 0.025 立方メートルに満たない貨物は、1 個の体積を 0.025 立方メートルとして計算トン数の算出をする。
- ④ 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算する。
- ⑤ 庫入又は庫出 1 回の料金の総額が 3 0 0 円に満たないときは 3 0 0 円とする。

(2) その他の料率の適用

① 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあたっては 8 時 30 分、半夜荷役にあたっては 17 時 00 分）以降における本船入港待又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあたっては 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間、半夜荷役にあたっては、17 時 00 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、適用する。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

② 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。ただし、これ等の場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用する。

ロ. 半端荷役の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用する。

7. 消費税の加算

1. から 6. までによって計算した料金に消費税法に定める税率を乗じた額を別途加算する。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

8. 適用地区

横 浜 市